

官報

号外

平成十一年七月十二日

○第百四十五回 衆議院會議録 第四十四号

平成十一年七月十二日(月曜日)

議事日程 第三十三号

平成十一年七月十二日

午後一時開議

第一 ダイオキシシン類対策特別措置法案(参議院提出)

一 國務大臣の演説

○今日の會議に付した案件

日程第一 ダイオキシシン類対策特別措置法案(参議院提出)
宮澤大蔵大臣の財政についての演説

午後一時二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 ダイオキシシン類対策特別措置法案(参議院提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、ダイオキシシン類対策特別措置法案を議題といたします。
委員長長の報告を求めます。環境委員長北橋健治君。

ダイオキシシン類対策特別措置法案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(北橋健治君登壇)

○北橋健治君 ただいま議題となりましたダイオキシシン類対策特別措置法案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ダイオキシシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシシン類による環境汚染の防止及びその除去等を行うため、施策の基本とすべき基準、必要な規制及び汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ろうとするものであります。

本案は、参議院提出によるものでありまして、去る七月八日本委員会に付託され、九日参議院の

国土・環境委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

國務大臣の演説

○議長(伊藤宗一郎君) 大蔵大臣から財政について発言を求められております。これを許します。
大蔵大臣宮澤喜一君。

(宮澤大臣宮澤喜一君登壇)

○國務大臣(宮澤喜一君) 今般、平成十一年度補正予算を提出し、御審議をお願いするに当たり、その大要について御説明を申し上げます。

まず、最近の経済情勢と、さきに決定されました緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について申し上げます。

我が国経済は、個人消費及び設備投資が低調に推移し、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にございますが、平成十年度補正予算及び平成十一年度予算の着実な執行、信用保証制度の拡充、金融システム安定化策などの進展など、各般の政策の下支え効果があらわれてきており、本年一―三ヶ月の経済成長率が一年半ぶりにプラスになるなど、明るい動きも見られるところでございます。

これらの動きを力強いものとし、雇用不安の払

拭を図るとともに、我が国経済の再生に結びつけるため、先般、緊急雇用対策及び産業競争力強化対策を決定いたしました。

政府といたしましては、厳しい現下の雇用情勢への対応は喫緊の重要課題であるとの認識のもと、これまでも雇用活性化総合プランを策定し、合計一兆円規模の施策を実施してまいりましたが、このたび、これをさらに拡充、推進するため、緊急雇用対策として、七十万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の増大策を実施するほか、就職支援施策の対象を十万人拡充し、再就職促進の取り組みをより確実なものとすることといたしております。さらに、雇用・就業機会の一層の増大等に向けて、規制の見直し、新規開業支援、緊急少子化対策等について取り組むことといたしております。

また、産業競争力強化対策においては、新規・成長産業の振興、未来産業の創造に向けた新規技術開発の活性化、創造的な中小企業、ベンチャー企業の振興など、我が国経済の中核を担う生産性の高い産業分野の創出を図るとともに、当面の課題であります事業再構築のため、企業の自助努力を前提としつつ、その環境整備を進めることにより、経済の供給面の体質強化を図ることといたしております。

なお、産業競争力強化対策を具体化するため、別途、今国会に産業活力再生特別措置法案(仮称)の提出が予定されておりますが、これに係る税制について、必要な措置を講ずることとしたしております。

次に、今般提出いたしました平成十一年度補正予算について御説明いたします。

平成十一年度一般会計補正予算については、歳出面において、緊急雇用対策費として五千百九十八億円を追加計上しております。

具体的には、新規・成長十五分野を中心に雇用創出の推進を図るために必要な経費として新規・

平成十一年七月十二日 衆議院會議録第四十四号 宮澤大蔵大臣の財政についての演説 議長の報告

成長分野雇用創出推進事業費九百億円、中高年非

自発的離職者の就職の促進等に必要経費として

中高年求職者再就職推進等事業費百八十二億円、

国、地方公共団体において臨時応急の措置として

雇用・就業機会の創出を図るために必要経費とし

て緊急雇用・就業機会創出特別対策事業費二千

四十七億円、地域における少子化対策の一層の普

及促進を図るとともに雇用・就業機会の創出を図

るために必要経費として少子化対策臨時特別交

付金等二千三億円、高齢失業者に対する新たな臨

時的、短期的就業機会の開拓、提供等に必要経

費として高齢者就業支援等対策費四十一億円及び

人材の就業能力の向上のために必要経費として

人材資源活性化事業費二十五億円であります。ま

た、これに関連して、歳入面においても、その他

収入を三十九億円減額しております。

これらの財源につきましては、平成十年度の決

算上の純剰余金の二分の一の範囲内で三千七百三

十七億円を計上するとともに、予備費を千五百億

円取り崩すことにより、公債の増発によらず、所

要額を確保いたしました。

これらの結果、平成十一年度一般会計補正後予

算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも三千六

百九十八億円増加し、八十二兆二千二百九十九億
円となります。
特別会計予算については、労働保険特別会計に
おいて失業なき労働移動支援の強化等を図るため
の補正を行うほか、印刷局特別会計において所要
の補正を行うこととしております。
以上、平成十一年度補正予算の概要について御
説明いたしました。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただき
ますようお願い申し上げます。(拍手)

望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異
議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、動議のとおり決まりました。

本日は、これにて散会いたします。
午後一時十三分散会

出席閣務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君

法務大臣 陣内 孝雄君

外務大臣 高村 正彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

文部大臣 有馬 朗人君

厚生大臣 宮下 創平君

農林水産大臣 中川 昭一君

通商産業大臣 与謝野 馨君

運輸大臣 川崎 二郎君

郵政大臣 野田 聖子君

労働大臣 甘利 明君

建設大臣 関谷 勝嗣君

自治大臣 野田 毅君

国務大臣 太田 誠一君

国務大臣 堀屋 太一君

国務大臣 野中 広務君
国務大臣 野呂田芳成君
国務大臣 真鍋 賢二君
国務大臣 柳沢 伯夫君

規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機

関との間の協定の追加議定書の締結について承

認を求めるの件

民間職業仲介事業所に関する条約(第百八十一

号)の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政

府との間の協定の締結について承認を求めるの

件

一、去る七日、参議院議長から、次の法律の公布

を奏上した旨の通知書を受領した。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管

理の改善の促進に関する法律

一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布

を奏上した旨の通知書を受領した。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等

に関する法律

内閣法の一部を改正する法律

内閣府設置法

総務省設置法

郵政事業庁設置法

法務省設置法

外務省設置法
文部科学省設置法
厚生労働省設置法
農林水産省設置法
経済産業省設置法
国土交通省設置法
環境省設置法
国家行政組織法の一部を改正する法律
財務省設置法
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律
の整備等に関する法律
独立行政法人通則法
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整
備に関する法律
一、去る八日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あ
て、次の通知書を受領した。

内閣参総第二二五号

平成十一年七月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

私は、平成十一年七月八日(木)午後三時羽田

空港発、七月十一日(日)午後六時五十分同空港

着の予定で、中華人民共和国及びモンゴル国訪

問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る六日付をもって小淵内閣総理大臣から伊

藤議長あて、平成八年十月二十日執行の衆議院

比例代表選出議員選挙九州選挙区における当選

人の繰上補充による当選人について、平成十一

年七月五日林田彪君が当選人と決定、同月六日

当選告示し、当選証書を付与した旨の報告書を受

領した。

(政府委員承認)

一、去る六日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申

し出の次の者を、第四百四十五回国会政府委員に

任命することを承認した。

外務省総合外交政策局 赤坂 清隆
外務省協力部長事務代理 飯村 豊
外務省欧亜局長事務代理 飯村 豊

科学技術庁長官官房長 大熊 健司
科学技術庁科学 青江 茂
技術政策局長 越智 謙二
技術振興局長 興 直孝
科学技術庁原子力局長 御手洗 康
文部省初等中等教育局長 矢野 重典
文部省教育助成局長 松井 浩
郵政大臣官房長 宏明
郵政省貯金局長 有村 正意
郵政省通信政策局長 金澤 薫
郵政省放送行政局長 金澤 薫
一、去る七日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申
し出の次の者を、第四百四十五回国会政府委員に
任命することを承認した。
外務省総合外交政策局 赤坂 清隆
外務省協力部長事務代理 飯村 豊
外務省欧亜局長事務代理 飯村 豊

大石 秀政君 木部 佳昭君
安全保障委員

深田 肇君 辻元 清美君
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

石田幸四郎君 石垣 一夫君
補欠

鵜淵 俊之君 塩田 晋君
補欠

深田 肇君 濱田 健一君
補欠

塩田 晋君 松浪健四郎君
補欠

石垣 一夫君 石田幸四郎君
補欠

松浪健四郎君 鵜淵 俊之君
補欠

濱田 健一君 深田 肇君
補欠

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

加藤 紘一君 宮腰 光寛君
補欠

宮腰 光寛君 加藤 紘一君
補欠

坂本 剛二君 塩谷 立君
補欠

長勢 甚遠君 古屋 圭司君
補欠

中桐 伸五君 松崎 公昭君
補欠

塩谷 立君 坂本 剛二君
補欠

古屋 圭司君 長勢 甚遠君
補欠

松崎 公昭君 中桐 伸五君
補欠

環境委員

尾身 幸次君 下村 博文君
補欠

山中 貞則君 園田 修光君
補欠

近藤 昭一君 島 聡君
補欠

中村 鋭一君 西田 猛君
補欠

下村 博文君 尾身 幸次君
補欠

園田 修光君 山中 貞則君
補欠

島 聡君 近藤 昭一君
西田 猛君 中村 鋭一君
(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

平沢 勝栄君 大村 秀章君
補欠

松岡 利勝君 米田 建三君
補欠

目片 信君 奥山 茂彦君
補欠

辻 一彦君 鍵田 節哉君
補欠

藤村 修君 肥田美代子君
補欠

渡辺 周君 奥田 建君
補欠

大村 秀章君 平沢 勝栄君
補欠

奥山 茂彦君 目片 信君
補欠

米田 建三君 松岡 利勝君
補欠

奥田 建君 渡辺 周君
補欠

鍵田 節哉君 辻 一彦君
補欠

肥田美代子君 藤村 修君
補欠

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青少年問題に関する特別委員

小島 敏男君 吉川 貴盛君
補欠

山元 勉君 山本 孝史君
補欠

吉川 貴盛君 小島 敏男君
補欠

山本 孝史君 山元 勉君
補欠

(議案提出)

一、去る六日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(羽田孜君外二名提出)

衆議院憲法調査会規程案(議院運営委員長提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成十一年度一般会計補正予算(第1号)
平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)
(議案受領)

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
ダイオキシンの類対策特別措置法案

一、去る七日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
ダイオキシンの類対策特別措置法案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
ダイオキシンの類対策特別措置法案(参議院提出、参法第二号)

平成十一年度一般会計補正予算(第1号)
平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)
以上二件 予算委員会 付託

(議案送付)

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
国会法の一部を改正する法律案

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律案
任意後見契約に関する法律案
民法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

後見登記等に関する法律案
一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(羽田孜君外二名提出)

(議案通知書受領)

一、去る七日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
核兵器の不拡散に関する条約第三條一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件

民間職業仲介事業所に関する条約(第百八十一号)の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案

一、去る八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案

内閣法の一部を改正する法律案

内閣府設置法案

総務省設置法案

郵政事業庁設置法案

法務省設置法案

外務省設置法案

文部科学省設置法案

厚生労働省設置法案

農林水産省設置法案

経済産業省設置法案

国土交通省設置法案

環境省設置法案

国家行政組織法の一部を改正する法律案
財務省設置法案
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案

独立行政法人通則法案

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(議案撤回通知書受領)

一、去る六日、参議院から、五月十八日予備審査のため送付した次の議案は、提出者から撤回の申し出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案(清水澄子君外六名提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員金田誠一君提出「薬価差」等に関する質問に対する答弁書

平成十一年六月三日提出
質問 第三三三三号

「薬価差」等に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

「薬価差」等に関する質問主意書

現在検討が進められている医療制度抜本改革については、重点項目の一つに薬価制度の改革が掲げられているが、検討の前提となる「薬価差」の実態等について疑問があるもので次のとおり質問する。

一 「薬価差」とは、何により、どのように定義されているのか。

二 「薬価差」は、過去二十年の間にどのように変化してきたのか。金額、医療費に占める割合および薬剤費に占める割合を示されたい。

三 直近における「薬価差」の傾向はどのようなものか。入院・外来別、病院・診療所・調剤薬局別、先発品・後発品別、都道府県別など、データとして全体的について、その金額および薬剤費に占める割合を示されたい。

四 「薬価差」の根拠となる薬剤の「実購入価格」

は、どのような調査に基づき把握されているのか。調査の実施者、調査名、調査時期と期間、調査方法、調査項目、対象医療機関、対象薬剤、その他調査の全容が明らかにできるよう答弁されたい。

五 前項の調査に要する調査票、集計票その他の情報は、どこまで公開可能か。

六 前四項の調査の正確を期するため、行政機関による立ち入り調査などの措置が担保されているか。されていないとすれば、調査の信頼性はどのように保証されるのか。

七 前四項の調査結果から、「実購入価格」および「薬価差」は、どのような手法で導き出されているのか。

八 薬剤の流通に関しては、従前から「トンネル卸」「仮納入、仮払」「バック・マージン」「物品等の提供」など不透明な部分が多いため「実購入価格」の把握は困難とされてきたが、調査にあたってこれらの点はどのように具体的にクリアされてきたのか。

九 直近における「薬価差」のうち、「薬剤管理経費」として見込まれるのはどの程度か。病院、診療所、薬剤薬局等においてはそれぞれ異なると思料されるが、それぞれの分野別に、薬剤費に占める割合および「薬価差」に占める割合を示されたい。

十 前項の積算根拠を、それぞれについて示されたい。

十一 いわゆるMR(製薬企業の医薬品情報担当者)について、わが国においてはメーカーに何人、卸に何人、計何人おり、一人当たり医師数は何人になるのか。

十二 同じく、アメリカのMRにおいてはどのようなになっているか。

内閣衆質一四五第三三三号
平成十一年七月六日

内閣総理大臣 小淵 恵三
衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

衆議院議員金田誠一君提出「薬価差」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出「薬価差」等に関する質問に対する答弁書

一について

薬価差について法令上の定義はないが、薬価差とは、通常、保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)が、療養の給付に使用した薬剤の対価として、保険者等から、当該薬剤について健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ九の規定に基づき厚生大臣が定めた価格(以下「薬価」という。)に基づき支払いを受けた場合に、当該薬価と当該保険医療機関等における薬剤の実際の購入価格(以下「実購入価格」という。)との間に生ずる差額をいう。

二について

過去に厚生省が実施した「医薬品価格調査(以下「薬価調査」という。等)の資料に基づき推計することができるとする各年度の薬価差の金額、医療費に占める割合及び薬剤費に占める割合は別表のとおりである。

なお、薬価差の金額は、薬価調査の全品目の薬価と実購入価格の一年間の乖離の程度を七について述べる方法により算出した値(以下「推定乖離率」という。)を基に算出することになるが、この推定乖離率を算出するようになったのは平成八年度に実施した薬価調査以降である。また、直近の平成十一年四月の薬価改定の基となった平成九年九月の薬価調査以降は、薬価調査は実施していない。

次に、平成二年度以降は、同一品目の実購入価格を取引数量に応じて加重平均した値に一定

の率の価格幅(以下「価格幅」という。)を上乗せする方式により薬価の改定を行っていることから、薬価改定の前年度である平成三年度、平成五年度及び平成七年度については、全品目の薬価の改定率の幅を平均した値(以下「薬価改定率」という。)と価格幅の和を推定乖離率として薬価差の金額等を推計することができ、平成元年度以前については、このような方法によっても推定乖離率が定められないことから、これらを推計することは困難である。

三について

直近の薬価調査に基づいて推計した平成九年度の薬価差の金額等は、別表に示すとおりであるが、お尋ねの入院・外来別等の金額及び薬剤費に占める割合については、当該調査結果からは推計できないことから、把握していない。

四について

薬剤の実購入価格は、厚生省が行う薬価調査により把握されている。薬価調査の実施時期について特段定めはないが、従来、通常、薬価改定の前年度に行ってきた。直近の調査は、平成九年九月を調査対象月として、平成九年十月から十一月までを調査期間として行ったところである。

薬価調査の調査対象は、病院及び診療所に医薬品を販売する薬局、一般販売業者及び卸売販売業者(以下「販売業者」という。)並びに病院、診療所及び一月当たりの処方せん枚数が一定枚数以上の保険薬局(以下「保険薬局」という。)

である。なお、販売業者については全数調査であるが、病院、診療所及び保険薬局については無作為抽出されたものを調査対象としている。

また、調査事項は、調査時点において厚生大臣が告示している「使用薬剤の購入価格(薬価基準)」に収載されている医薬品全品目についてその規格、包装単位ごとの、調査対象月の一月間における実購入価格及び取引数量であり、調査

対象に調査票等を送付して調査事項が記入された調査票等を回収する方法により行っている。

五について

薬価調査の調査票等については、販売業者等の取引の内容が明らかになるものであり、公開することはできない。また、薬価調査は、統計報告調整法(昭和二十七年法律第四十八号)第四條第一項の規定に基づき総務庁長官の承認を受けて統計報告の徴集をするものであり、統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十四条及び第十五条の二においてその徴集結果についての秘密の保護及び統計報告の統計上の目的以外の使用の原則的禁止が規定されているところである。

六について

厚生省においては、薬価調査の前後の月に、厚生省又は都道府県の職員により、一定の品目について無作為に抽出した販売業者に対し、その協力を得て実地に薬価の調査を行う等の措置により薬価調査の信頼性を確保しているところである。

七について

実購入価格は、薬価調査において調査した販売業者の実際の医薬品販売価格並びに病院、診療所及び保険薬局の実際の医薬品購入価格により把握している。

また、別表に示した薬価差の金額は、薬剤費の金額に推定乖離率を乗じて推計したものである。この場合において、推定乖離率は、薬価調査により得られた各品目ごとの取引数量に現行の薬価を乗じて得た金額の総和(以下「薬価ベース金額」という。)に対する当該薬価ベース金額と薬価調査により得られた病院、診療所及び保険薬局の実際の医薬品の購入金額の総和との差の比率として算出した数値であり、薬剤費の金額は別表の(注)二に示す方法で推計したものである。

八について

薬価調査を行うに当たっては、御指摘のいわゆる「トンネル卸」と考えられる販売業者は、調査対象から除外しているところであり、また、調査票等には、調査時点で納入価格が決定している医薬品の取引のみについて記入することとしていることから、「仮納入、仮払い」のような流通形態を採る取引については、調査票等には記入されないものである。

また、御指摘の「バック・マージン」を含め、医薬品の販売の際に医療機関等に対し物品、金銭その他の経済上の利益を提供することについては、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第三条の規定に基づき、景品類の提供が制限されているとともに、同法第十条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の認定を受けた医療用医薬品製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(平成九年公正取引委員会告示第六十八号)及び医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(平成九年公正取引委員会告示第六十七号)が設定されているところである。

九及び十について

御指摘の薬剤管理経費の実態については、現在、中央社会保険医療協議会が行っている医療経済実態調査において調査しているところである。

十一について

御指摘の医薬情報担当者の数については、厚生省が行った医薬品産業実態調査(製造業・輸入販売業)によると、平成七年度において調査対象の製造業及び輸入販売業の六百社で五万八千八百七十八人であり、平成六年末現在の医師数をこの数で除して得た医薬情報担当者一人当たり医師数は、四・四四人である。

十二について

お尋ねのアメリカにおける医薬情報担当者の数については、把握していない。

別表 薬価差の金額及び医療費に占める割合等(推計)

年度	国民医療費(平成九年推計)	薬剤費(推計)	薬価差の金額(推計)	薬価差が国民医療費に占める割合(推計)	薬価差が薬剤費に占める割合(推計)	(参考) 薬価改定率(推計)	価格幅	推定乖離率(推計)
平成三年度	三・八六〇	六・四〇	(兆円)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
平成四年度	三・四六四	—	(兆円)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
平成五年度	二・四三三	六・九	(兆円)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
平成六年度	二・五七六	—	(兆円)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
平成七年度	二・六九七	七・六	(兆円)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
平成八年度	二・六三〇	六・九	(兆円)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
平成九年度	二・二五〇	六・八	(兆円)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

(注) 一 国民医療費は、厚生省大臣官房統計情報部調べである。

二 薬剤費は、医療費に社会医療診療行為別調査(厚生省大臣官房統計情報部調べ)の全薬剤比率を乗じて推計したものである。なお、この場合の医療費は、薬剤の支給に要した費用を特定することのできない包括分医療費、老人保健施設療養費及び訪問看護療養費(以下「包括分医療費等」という。)を除いて算出する必要があるため、医療保険医療費(厚生省保険局調べ)から包括分医療費等を除いた額に、医療保険医療費と国民医療費との比率を乗じて推計したものである。

三 薬価差は、薬剤費に推定乖離率を乗じて算出している。なお、平成三年度、平成五年度及び平成七年度の推定乖離率は、次年度に行われた薬価改定における全品目の価格幅と薬価改定率との差の平均から推計したものである。

(答弁通知書受領)

一、去る八日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出「給に描いた餅」の被害者通知制度に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年七月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

ダイオキシシン類対策特別措置法案

右の本院提出案を送付する。

平成十一年七月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

ダイオキシシン類対策特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 ダイオキシシン類に関する施策の基本とすべき基準(第六条―第七条)
- 第三章 ダイオキシシン類の排出の規制等
 - 第一節 ダイオキシシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制(第八条―第二十三条)
 - 第二節 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等(第二十四条―第二十五条)
- 第四章 ダイオキシシン類による汚染の状況に関する調査等(第二十六条―第二十八条)
- 第五章 ダイオキシシン類により汚染された土壌に係る措置(第二十九条―第三十二条)
- 第六章 ダイオキシシン類の排出の削減のための国の計画(第三十三条)
- 第七章 雑則(第三十四条―第四十三条)
- 第八章 罰則(第四十四条―第四十九条)
- 附則
- 第一章 総則

第一条 この法律は、ダイオキシシン類が人の生命

平成十一年七月十二日 衆議院会議録第四十四号

及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ダイオキシシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ポリ塩化ジベンゾフラン
- 二 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシシン
- 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であつて、ダイオキシシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいう。

4 この法律において「排出水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、ダイオキシシン類による環境の汚染の防止及びその除去等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じたダイオキシシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて発生するダイオキシシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするた

めに必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、その日常生活に伴つて発生するダイオキシシン類による環境の汚染を防止するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力するように努めるものとする。

第二章 ダイオキシシン類に関する施策の基本とすべき基準

(耐容一日摂取量)

第六条 ダイオキシシン類が人の活動に伴つて発生する化学物質であつて本来環境中には存在しないものであることにかんがみ、国及び地方公共団体が講ずるダイオキシシン類に関する施策の指標とすべき耐容一日摂取量(ダイオキシシン類を人が生涯にわたつて継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量で二・三・七・八・四塩化ジベンゾパラジオキシシンの量として表したものをいう。)は、人の体重一キログラム当たり四ピコグラム以下で政令で定める値とする。

2 前項の値については、化学物質の安全性の評価に関する国際的動向に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な改定を行うものとする。

(環境基準)

第七条 政府は、ダイオキシシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

第三章 ダイオキシシン類の排出の規制等

第一節 ダイオキシシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制

第八条 ダイオキシシン類の排出基準は、特定施設

に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種別及び構造に応じて、総理府令で定める。

2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの(以下「大気排出基準」という。)にあっては第一号、排出水に係るもの(以下「水質排出基準」という。)にあっては第二号に掲げる許容限度とする。

一 排出ガスに含まれるダイオキシシン類の量(総理府令で定める方法により測定されるダイオキシシン類の量を二・三・七・八・四塩化ジベンゾパラジオキシシンの毒性に総理府令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。)について定める許容限度

二 排出水に含まれるダイオキシシン類の量について定める許容限度

3 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的社会的条件から判断して、第一項の排出基準によつては、人の健康を保護することが十分でないとして認められる区域があるときは、その区域における特定施設から排出される排出ガス又はその区域に排出される排出水に含まれるダイオキシシン類の量について、政令で定めるところにより、条例で、同項の排出基準に代えて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県は、第三項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境庁長官及び関係都道府県知事(同項の排出基準のうち、排出水に係るものを定める場合に限る。)に通知しなければならない。

(排出基準に関する勧告)

第九条 環境庁長官は、ダイオキシシン類による大

気の汚染又は公共用水域の水質の汚濁の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第三項の規定により排出基準を定め、又は同項の規定により定められた排出基準を変更すべきことを勧告することができる。

(総量規制基準)

第十条 都道府県知事は、大気排出基準(第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出ガスに係るものを含む。以下この項において同じ。)が適用される特定施設(以下「大気基準適用施設」という。)が集合している地域で、大気排出基準のみによつては第七条の基準のうち大気の汚染に関する基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域(以下「指定地域」という。)にあっては、当該指定地域に設置されている特定事業場で大気基準適用施設を設置しているもの(以下「総量規制基準適用事業場」という。)から大気中に排出されるダイオキシン類について、総量削減計画を作成し、これに基づき、総理府令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該指定地域を二以上の区域に区分し、それらの区域ごとに前項の総量規制基準を定めることができる。

3 都道府県知事は、新たに大気基準適用施設が設置された総量規制基準適用事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに総量規制基準適用事業場となったものを含む。)及び新たに設置された総量規制基準適用事業場について、第一項の総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、同項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

4 第一項又は前項の総量規制基準は、総量規制

基準適用事業場につき当該総量規制基準適用事業場に設置されているすべての大気基準適用施設の排出口(大気基準適用施設から排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から排出されるダイオキシン類の量の合計量について定める許容限度とする。

5 都道府県知事は、第一項の政令で定める地域の要件に該当すると認められる一定の地域があるときは、同項の政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができ

6 住民は、その住所を管轄する都道府県知事に対し、前項の申出をするよう申し出ることができる。

7 内閣総理大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第三項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(総量削減計画)

第十一条 前条第一項の総量削減計画は、当該指定地域について、第一号に掲げる総量を第二号に掲げる総量までに削減させることを目的として、大気基準適用施設の種類及び規模等を勘案し、政令で定めるところにより、第三号及び第四号に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、当該指定地域における大気基準適用施設の分布の状況により計画の達成に当該指定地域を二以上の区域に区分する必要があるときは、第一号及び第二号に掲げる総量は、区分される区域ごとのそれぞれのダイオキシン類の量の総量とする。

一 当該指定地域におけるすべての大気基準適

用施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量の総量

二 第七条の基準のうち大気の汚染に関する基準に照らし総理府令で定めるところにより算定される当該指定地域における大気基準適用施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量の総量

三 第一号の総量についての削減目標量(中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。)

四 計画の達成の期間及び方途

2 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、指定地域の住民の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境庁長官に協議し、その同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めるときは、第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

5 都道府県知事は、当該指定地域における大気の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、前条第一項の総量削減計画を変更することができる。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による計画の変更について準用する。

(特定施設の設置の届出)

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は、その代表者の氏名

二 特定事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 大気基準適用施設にあっては発生ガス(大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。)、水質排出基準(第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排水に係るものを含む。)に係る特定施設(以下「水質基準対象施設」という。)にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法

2 前項の規定による届出には、特定施設の種類の若しくは構造又は発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法等から見込まれるダイオキシン類の排出量(大気基準適用施設にあっては排出ガスに含まれるダイオキシン類の量とし、水質基準対象施設にあってはその水質基準対象施設が設置される特定事業場(以下「水質基準適用事業場」という。)の排水に含まれるダイオキシン類の量とする。)その他総理府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第十三条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。次項において同じ。)であつて、排出ガスを排出し、又は排水を排出するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 次の表の上欄に掲げる者は、総理府令で定めるところにより、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下欄に定める日から三十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

府県知事に届け出なければならない。

一の水質基準対象施設が水質基準適用施設となつた施設を適用施設として設置している者	その発生ガスに係る前条第一項第六号に掲げる事項	その水質基準対象施設が大気基準適用施設となつた日
一の大気基準適用施設が水質基準対象施設となつた施設を適用施設として設置している者	その汚水又は廃液に係る前条第一項第六号に掲げる事項	その大気基準適用施設が大気基準対象施設となつた日

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十四条 第十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第一項第四号から第六号までに掲げる事項又は前条第二項の表の中欄に掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十五条 都道府県知事は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガスにあっては当該特定施設の排出口、排出水にあっては当該特定施設が設置されている水質基準適用事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)(において、その排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が第八条第一項の排出基準(同条第三項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む。以下単に「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内において、その届出をした者に対し、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第十七条 第十二条第一項の規定による届出をした者又は第十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の変更をしてはならない。

(都道府県知事は、第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。)

(氏名の変更等の届出)

第十八条 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第一項若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十九条 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

第二十条 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定事業場に設置されるすべての大気基準適用施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第十六条又は第二十二条第三項の規定の適用については、特定事業場の設置者の地位を承継するものとする。

(排出の制限)

第二十一条 排出ガスを排出し、又は排出水を排出する者(以下「排出者」という。)は、当該排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準適用施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。次項において同じ。)の当該施設から排出される排出ガス又は当該施設に係る排出水について、当該施設が特定施設となつた日から一年間は、適用しない。ただし、当該施設が水質基準対象施設となつた際既に当該工場又は事業場が水質基準適用事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

3 第一項の規定は、一の水質基準対象施設が大気基準適用施設となつた際現にその施設を設置している者の当該施設から排出される排出ガス又は一の大気基準適用施設が水質基準対象施設となつた際現にその施設を設置している者の当該施設に係る排出水については、それぞれ、当該施設が大気基準適用施設又は水質基準対象施設となつた日から一年間は、適用しない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(総量規制基準に係る排出の制限)

第二十二条 総量規制基準適用事業場において大気中に排出ガスを排出する者は、当該総量規制基準適用事業場に設置されているすべての大気基準適用施設の排出口から排出されるダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない排出ガスを排出してはならない。

2 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第八条第一項の総理府令の改正又は第十条第一項の政令の改正により新たに総量規制基準適用事業場となつた工場又は事業場に設置されている大気基準適用施設から大気中に排出ガスを排出する者については、当該工場又は事業場が総量規制基準適用事業場となつた日から一年間は、適用しない。

(改善命令等)

第二十三条 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適

合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガスの若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出ガスに係る総量規制基準適用事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二十条第二項の改正、第八十一条第一項の総量規制基準適用事業場の改正により新たに総量規制基準適用事業場となった工場又は事業場については、当該工場又は事業場が総量規制基準適用事業場となつた日から一年間は、適用しない。

(事故時の措置)
第二十三条 特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大气中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合には、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれおそれがあると認めるときは、

その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定による通報を受け、又は前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を環境庁長官に報告しなければならない。

第二節 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等
第二十四条 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が厚生省令で定める基準以内となるように処理しなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第七十七号)第二十三条第三項「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性」と、同法第五項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る集じん機によって集められたばいじん及び燃え殻その他の爆発性」と、同法第六条の二第三項中「基準は」とあるのは「基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十四条第一項に定めるもののほか」と、同法第十二条の二第一項中「政令」とあるのは「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項に定めるもののほか、政令」と読み替えて、同法の規定を適用する。

(廃棄物の最終処分場の維持管理)
第二十五条 廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、最終処理府令、厚生省令で定める基準に従い、最終

処分場の維持管理をしなければならない。

2 廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和五十年法律第七十七号)第二十三条第三項「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性」と、同法第五項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る集じん機によって集められたばいじん及び燃え殻その他の爆発性」と、同法第六条の二第三項中「基準は」とあるのは「基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十四条第一項に定めるもののほか」と、同法第十二条の二第一項中「政令」とあるのは「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項に定めるもののほか、政令」と読み替えて、同法の規定を適用する。

(廃棄物の最終処分場の維持管理)
第二十五条 廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、最終

処理府令、厚生省令で定める基準に従い、最終

処分場の維持管理をしなければならない。

2 廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和五十年法律第七十七号)第二十三条第三項「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性」と、同法第五項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る集じん機によって集められたばいじん及び燃え殻その他の爆発性」と、同法第六条の二第三項中「基準は」とあるのは「基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十四条第一項に定めるもののほか」と、同法第十二条の二第一項中「政令」とあるのは「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項に定めるもののほか、政令」と読み替えて、同法の規定を適用する。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境庁長官に報告しなければならない。

(都道府県知事等による調査測定)
第二十七条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の協議の結果に基づき調査測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調査測定の結果及び前項の規定により送付を受けた調査測定の結果を公表するものとする。

4 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で採取させることができる。

5 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示

しなければならない。

(設置者による測定)
第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場から排出される排出水、水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の測定の結果を公表するものとする。

第五章 ダイオキシン類により汚染された土壌に係る措置
(対策地域の指定)
第二十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてダイオキシン類による土壌の汚染の状況が第七十七条の基準のうち土壌の汚染の基準を満たさない地域であつて、当該地域内の土壌のダイオキシン類による汚染の除去等をする必要があるものとして政令で定める要件に該当するものをダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、環境庁長官に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の地域で第一項の政令で定める要件に該当するものを、対策地域として指定すべきことを都道府県知事に対して要請することができる。
- (対策地域の区域の変更等)
- 第三十条 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。
- (ダイオキシンの類による土壌汚染対策計画)
- 第三十一条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、ダイオキシン類土壌汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を定めなければならない。
- 2 対策計画においては、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。
 - 一 対策地域の区域内にある土地の利用の状況に応じて、政令で定めるところにより、次に掲げる事項のうち必要なものに関する事項
 - イ ダイオキシン類による土壌の汚染の除去に関する事業の実施に関する事項
 - ロ その他ダイオキシン類により汚染されている土壌に係る土地の利用等により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため必要な事業の実施その他必要な措置に関する事項
- 二 ダイオキシン類による土壌の汚染を防止する

- るための事業の実施に関する事項
- 3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、対策地域の住民の意見を聴かなければならない。
 - 4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
 - 7 対策計画に基づく事業については、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定は、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類による土壌の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確な場合に、適用するものとする。
 - (対策計画の変更)
 - 第三十二条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更により、又は対策地域の区域内にある土地の土壌のダイオキシン類による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策計画を変更することができる。
 - 2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更(総理府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。
 - 第六章 ダイオキシン類の排出の削減のための国の計画
 - 第三十三条 内閣総理大臣は、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を作成するものとする。
 - 2 前項の計画においては、次の事項を定めるものとする。
 - 一 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量
 - 二 前号の削減目標量を達成するため事業者が

講ずべき措置に関する事項	
三 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項	
四 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項	
3 内閣総理大臣は、第一項の計画を定めようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。	
4 内閣総理大臣は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	
5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。	
第七章 雑則	
(報告及び検査)	
第三十四条 環境庁長官又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状態その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させること	
第三十五条 次の表の上欄に掲げる者に関するしては、同表の中欄に掲げる施設又は事業場については、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)、ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の相当規定の定めるところによる。	
一 鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に設置される同法第八条第一項に規定する建設物、工物その他の施設(以下「建設物」という。)である特定施設から排出ガスを排出し、又は鉱山施設である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者	大気基準適用施設にあっては当該特定施設、水質基準対象施設にあっては当該鉱山
二 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する電気工物(以下「電気工物」という。)である特定施設から排出ガスを排出し、又は電気工物である特定施設を設置する工場若しくは事業場から排出水を排出する者	当該特定施設
三 ガス事業法第二条第十二項に規定するガス工物である特定施設から排出ガスを排出する者	当該特定施設
第十二条から第十九条まで、第二十一条及び第三項並びに第二十三条第三項から第四項まで	第十二条から第十九条まで、第二十一条及び第三項並びに第二十三条第三項から第四項まで

四 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十三条第十四号に規定する廃油処理施設(以下「廃油処理施設」という。)である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者

五 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十三条第三項に規定する海洋施設等(廃油処理施設を除く。)である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者

当該特定施設	第十二条から第十九条まで、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十三条
当該特定施設	第二十三条

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長(以下この条において単に「行政機関の長」という。)は、第十二条、第十四条、第十八条又は第十九条第三項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又はガス事業法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があったときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシシン類に起因して、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第十五条、第十六条又は第二十一条第一項若しくは第三項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又はガス事業法の規定(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては、第十五条又は第十六条の規定に相当する同法の規定)による措置をとるべきことを要請することができる。

4 行政機関の長は、前項の規定による要請があった場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

(資料の提出の要求等)

第三十六条 環境庁長官は、この法律の目的を達

成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状態等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はダイオキシシン類による環境の汚染の防止若しくはその除去等に関し意見を述べることを求める。

(環境庁長官の指示)

第三十七条 環境庁長官は、大気、水質又は土壌のダイオキシシン類による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第四十一条第一項の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関して必要な指示をすることができる。

一 第十五条、第十六条、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十三条第三項の規定による命令に関する事務

二 第二十九条第一項の規定による指定及び第三十条第一項の規定による変更又は解除に関する事務

三 第三十五条第三項の規定による要請に関する事務

四 前条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務

第三十八条 国は、工場又は事業場における事業活動等によるダイオキシシン類による環境の汚染の防止又はその除去等のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第三十九条 国は、ダイオキシシン類の処理に関する技術の研究、ダイオキシシン類の人の健康に及ぼす影響の研究その他ダイオキシシン類による環境の汚染の防止及びその除去等に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(経過措置)

第四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第四十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(事務の区分)

第四十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、第十条第一項の規定により処理することとされているもの(総量削減計画の作成に係るものを除く。)並びに同条第二項及び第三項並びに第二十六条の規定により処理することとされているものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務

とする。

(条例との関係)

第四十三条 この法律の規定は、地方公共団体が、大気基準適用施設以外の施設から大気中に排出される排出物又は水質基準適用事業場以外の工場若しくは事業場から排出される水に含まれるダイオキシシン類の排出に係る事項に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第八章 罰則

第四十四条 第十五条、第十六条又は第二十一条第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定に違反した者

二 第二十三条第三項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第一項第一号及び前項の違反行為については、当該違反行為が行われた日から三月以内に都道府県知事が当該違反行為に係る施設に関しその職員に第三十四条第一項の規定による立入検査をさせ、当該立入検査において総理府令で定める方法により測定した結果が排出基準又は総量規制基準に適合しない場合に限り、当該違反行為をした者を罰する。

第四十六条 第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者

は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第一項の規定に違反した者

三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十九条 第十三条第二項、第十八条又は第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条第二項、第三十四条第二項、第三十七条及び第四十二条並びに附則第五条の規定 平成十二年四月一日

二 附則第十条中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)第三条第一項に一号を加える改正規定及び同法第四条第一項に一号を加える改正規定 公布の日から起算して二年を経過した日

(検討)

第二条 政府は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 ダイオキシン類に係る規制の在り方について

平成十一年七月十二日 衆議院会議録第四十四号

は、この法律の目的を踏まえつつ、その時点において到達されている水準の科学的知見(次項において単に「科学的知見」という。)に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

3 ダイオキシン類に係る健康被害の状況及び食品への蓄積の状況を勘案して、その対策については、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

第三条 政府は、ダイオキシン類の発生過程における特性にかんがみ、小規模な廃棄物焼却炉の構造及び維持管理に関する規制並びに廃棄物焼却施設によらない廃棄物の焼却に関する規制の在り方について、検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)
第四条 平成十二年三月三十一日までの間は、第十一号第二項中「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関」とあり、及び第二十九号第三項中「環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関」とあるのは、都道府県環境審議会と、第十一号第三項中「あらかじめ、環境庁長官に協議し、その同意を得なければならない」とあるのは、総理府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を環境庁長官に報告しなければならない。この場合において、環境庁長官は、当該報告を受けたときは、当該計画の作成に関し必要な助言又は勧告をすることができ」と、第三十一号第四項中「内閣総理大臣に協議し、その」とあるのは、内閣総理大臣の」と、第三十四号第一項中「環境庁長官又は都道府県知事」とあるのは、都道府県知事」と、第四十一号第一項中「定める市(特別区を含む。次項において同じ。）」とあるのは「定める市」と、「が行うこととする」とあるのは「に委任する」とする。

2 平成十二年三月三十一日までの間に前項の規定により読み替えて適用される第十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告がされているときは、当該報告に係る第十条第一項の総量削減計画は、同年四月一日以後は、第十一条第三項(同条第六項に

において準用する場合を含む。)の規定による同意を得た第十条第一項の総量削減計画とみなす。(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 号)

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、第十条第一項の規定により処理することとされているもの(総量削減計画の作成に係るものを除く。)並びに同条第二項及び第三項並びに第二十六条の規定により処理することとされているもの

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)
第六条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「排出を防止するための施設」の下に「ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二条第二項に規定する特定施設から排出されるダイオキシン類(同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。)の排出を防止するための施設」を加える。

(下水道法の一部改正)
第七条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「規定する特定施設」の下に「又はダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設」を加える。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)
第八条 公害防止事業費事業者負担法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「又は農業用施設」を

別表中

第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業

「若しくは農業用施設又はダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。)により土壌が汚染されている土地」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)により土壌が汚染されている土地について実施される客土事業その他政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業

第三条第三項中「第七号」を「第八号」に改める。

二八分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合

「第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業」
「第二条第三項第七号の客土事業その他政令で定めるダイオキシンの類による汚染の防止又はその除去等の事業」
二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合
二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合
に、「第二条

第三項第七号を「第二条第三項第八号」に、「第二条第三項第八号」を「第二条第三項第九号」に改める。
(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第十条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「以下同じ」を「第三条第一項第二号イ及びロにおいて同じ」に改め、同条に次の二号を加える。

七 ダイオキシンの類(ダイオキシンの類対策特別措置法平成十一年法律第 号)第二

条第一項に規定するダイオキシンの類をいう。以下同じ。を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの(以下「ダイオキシンの類発生施設」という。)が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

第三条第一項に次の一号を加える。

七 前条第七号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ ダイオキシンの類発生施設の使用方法の監視並びにダイオキシンの類発生施設において発生するダイオキシンの類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する発生ガス又はダイオキシンの類発生施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に關すること。

ロ ダイオキシンの類対策特別措置法第二条第三項に規定する排出ガス(以下「排出ガス」という。)又は排出水に含まれるダイ

オキシンの量の測定及び記録に關すること。

ハ その他ダイオキシンの類による汚染の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの

第四条第一項に次の一号を加える。
七 第二条第七号の特定工場にあつては、前

条第一項第七号に掲げる業務のうち排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシンの量の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

第十条中「振動規制法の下に」若しくは「ダイオキシンの類対策特別措置法」を加える。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)
第十一条 瀬戸内海環境保全特別措置法昭和四十八年法律第百十号の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「特定施設をいい」を「特定施設又はダイオキシンの類対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設をいい」に、「同項」

を「水質汚濁防止法第二条第二項に、」を「設置する」又は「ダイオキシンの類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設を設置する」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

5 ダイオキシンの類対策特別措置法第十二条から第十九条まで及び第三十五条第二項から第四項まで(同法第十二条、第十四条から第十六条まで、第十八条及び第十九条に係る部分に限る。)の規定の適用については、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者

に係る当該特定施設は、同法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設ではないものとみなす。

6 第五条第一項に規定する区域におけるダイオキシンの類対策特別措置法第三十四条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条から第十一条までの規定を含む。）」とする。

(環境庁設置法の一部改正)
第十二条 環境庁設置法昭和四十六年法律第八十八号の一部を次のように改正する。

第十四条第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二 ダイオキシンの類対策特別措置法

(平成十一年法律第 号)の施行に關する事務で所掌に属するものを処理すること。

この法律の施行に伴い必要となる経費
この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約六十億円の見込みである。

ダイオキシンの類対策特別措置法案(衆議院提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、ダイオキシンの類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシンの類による環境汚染の防止及びその除去等を行うため、施策の基本とすべき基準、必要な規制及び汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国及び地方公共団体が講ずるダイオキシンの類に關する施策の指標とすべき耐容一日摂取量は、四ピコグラム以下で政令で定める値とするものとする。

2 政府は、ダイオキシンの類に關する大気、水

質及び土壌に關する環境基準を定めるものとする。

3 ダイオキシンの類の排出基準は、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシンの類の削減に係る技術水準を勘案し、総理府令で定めるものとし、都道府県知事は、排出基準のみでは大気中の排出されるダイオキシンの類に係る総量削減計画を作成し、この計画に基づき総量規制基準を定めるものとする。また、一定の猶予期間経過後は、排出基準又は総量規制基準に違反してダイオキシンの類を排出してはならないものとし、都道府県知事は、これらの基準に違反して継続的にダイオキシンの類を排出するおそれがある者に対し、施設の構造の改善等を命ずることができるとするものとし、排出の制限、改善命令等に違反した者についての罰則を設けるものとする。

4 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシンの濃度基準を厚生省令で定めるとともに、廃棄物の最終処分場の維持管理基準を、総理府令、厚生省令で定めるものとする。

5 都道府県知事は、大気、水質及び土壌のダイオキシンの類による汚染の状況について常時監視し、調査測定を行うものとし、排出基準適用施設を設置者は、ダイオキシンの類による汚染の状況を測定し、都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事は、それぞれの測定の結果を公表するものとする。

6 都道府県知事は、土壌の環境基準を満たさない地域を対策地域として指定し、ダイオキシンの類により汚染された土壌の除去等を内容とする対策計画を定めるものとする。

7 内閣総理大臣は、ダイオキシンの類の量を削減するための計画を作成するものとする。

8 住民は、都道府県知事に対し、総量削減地域の指定の申出を内閣総理大臣に行うよう申し出ることができることに、3の総量削減計画及び6の対策計画の策定について、公聴会において意見を述べることができるものとする。

9 ダイオキシン類に係る健康被害の状況及び食品への蓄積の状況を勘案して、その対策については、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。

10 政府は、小規模施設及び廃棄物焼却施設によらない廃棄物の焼却の規制の在り方について、検討の上必要な措置を講ずるものとする。

11 この法律の施行日は、原則として、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日とすること。

二 議案の可決理由

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を行うため、施策の基本とすべき基準、必要な規制及び汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ろうとする本案の措置は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平年度約六十億円の見込みである。

平成十一年七月九日

環境委員長 北橋 健治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十一年七月十二日 衆議院會議録第四十四号

一六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
大蔵省印刷局

電話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
一〇五円